

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第5回）議事要旨

日時：2019年1月29日（火曜日） 17：10～18：45

場所：経済産業省本館地下2階講堂

出席者

<委員>

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、草薙委員、武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

<オブザーバー>

石油連盟 押尾常務理事、東京電力エナジーパートナー株式会社 佐藤常務取締役、一般社団法人日本ガス協会 沢田専務理事、国際石油開発帝石株式会社 戸出国内エネルギー事業本部ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー

<経済産業省>

下堀ガス市場整備室長、田村産業保安グループガス安全室長、木尾電力・ガス取引監視等委員会制度企画室長

議題

1. ガス卸供給について
2. 一括受ガスについて

議事概要

<ガス卸供給について>

○事務局より資料3の説明

- ・ 今回、新たに設計された制度は、卸元の対象が旧一般ガス事業者に限定されている。また、ワンタッチ卸の形態に限定されていることに加え、利用上限量は100万 $m^3$ 、50万 $m^3$ に限定されている。本制度を出発点にして、今までなかった仕組みを取り入れることになり、大きな前進であり高く評価すべき。一方、3つの限定の範囲外となる卸売に対しても、一般的な規範、独禁法上の規制は、当然に適用になるのではないか。例えば、今回の対象は旧一般ガス事業者のみだが、電気事業者もLNG基地を所有しており、熱調設備等も備えているとすると、十分な卸供給元になる。電気事業者に卸供給の依頼をした際に、法外な卸価格等が示され、むやみに拒絶し、合理的でない理由で断る等の事例がもし発生した場合においても、当然一般的な規範は適用される。若しくは不適切な事例へ網羅的に対応する新しい制度を作るべきという議論を誘発し得るため、今回対象とならなかった電気事業者についても合理的な範囲内で、卸供給を積極的に行うことを期待する。
- ・ 旧一般ガス事業者についても、今回ワンタッチ卸を対象として制度化されるが、ワンタッチ卸以外も同様に一般的な規範は適用になるため、旧一般ガス事業者の基地出口卸に関しても、合理的でない理由で断る事例があれば、取引拒絶とみなされる可能性があることを十分認識いただき、合理的な対応をお願いしたい。
- ・ 利用上限量について、100万 $m^3$ を超えた途端に卸売を拒否し、非常に高い価格を提示

すること等は、常識的に考えて非常に違和感がある。多くの量を購入する利用事業者ならば、交渉力は十分あると考えられるため、この制度で合理的な値段について対象としなくとも、合理的な価格で取引できると予想されている。また、合理的でない行動であれば、監視の対象になり、場合によっては、規制の対象が不十分であった等の議論を誘発しかねない。卸供給について対象を三重に限定し制度化するが、本制度の対象範囲内のみに対応すれば良いということではないことは、繰り返し確認すべき。

- 東京エナジーアライアンスのようなプラットフォーム事業者も、旧一般ガス事業者から卸供給を受けられるような制度措置を追加検討いただきたい。元来、ガス事業は料金に占める原料費の割合が高く、小売分野では事業者毎の価格差がつきにくい。そのような状況下で、これまで自由化後のガス事業参入を目指す多くの企業と意見を重ね、同時同量、消費者保安、顧客管理、機器販売といった「原料調達以外の付帯サービス」についても徹底的な利便性の追求と効率化を図ったプラットフォーム事業をニチガスと立ち上げ、その結果、多くの新規事業者を利用いただいている。そういった経験から、事務局から示された「一定経費以外は全て旧一般ガス事業者が提供する事業スキーム」では価格差は更につきづらく、新規参入の促進効果としては不十分ではないか。もちろん、現在プラットフォームがないエリアにおいてはある程度有効な施策と考えるが、事業者の創意工夫によって生み出される適正な価格競争により、都市ガス市場がさらに活性化されるよう、現在プラットフォームがないエリアにおいて旧一般ガス事業者からの卸供給をプラットフォーム事業者も受けられるような制度措置をお願いする。
- 利用上限量について、電力会社をはじめいくつかの事業者と話した限りでは、50万 $m^3$ 、100万 $m^3$ といった上限は事業が成立する販売量としては少な過ぎるとの意見を多くいただいている。年間50万 $m^3$ とえば、一般家庭1、500軒程度。そこから得られる年間利益は、従業員1人分の人件費にも満たない。電力市場における通信系や石油元売会社の販売規模が数万件に及ぶことを考えれば、このような低い上限量の設定は事業者にとって新規参入の大きな制約になる。そのためにも、上限量に達した後の卸元事業者との継続的な取引についても、望ましい行為や問題となる行為の例を適正取引ガイドラインにきちんと明記し、事業者にとって不利に働くことのないようにしていただきたい。また、ガイドライン記載後の対応として、既にガイドラインにおいてガス保有事業者から小売事業者への卸供給を望ましい行為と定めているにもかかわらず卸取引が進んでいない現状を踏まえ、継続的なモニタリングとその評価をお願いする。
- P8に既に取組を利用している事業者のグループ会社なども利用事業者の対象外とする旨の記載があるが、本来、新規参入者を呼び込むための取組であること、今回の利用上限量の規模を考慮しても、それほど厳しくグループ事業者を排除する必要はないのではないか。
- 資料3のP10で、卸価格の改定タイミングについて、卸価格の値上げの予告は、値上げの3か月以上前に卸元事業者から行うこととなっている。一方、値下げは若干違って、値下げのタイミングを卸元事業者と利用事業者で一致させることが求められている。これで良いとは思いますが、値下げの予告を奨励してはどうか。3か月という期間を使って値下げの予告をしてもらいたいという趣旨ではなく、値下げが分かっているならば、新規参入事業者の営業に資するのみならず、需要家の利用方法も変わり得るのではないか。ぜひ値下げの予告を奨励すべき。

- ・ 利用上限量に関して、第1グループの事業者については1事業者当たり年間100万 $m^3$ では少ないのご意見があった。一方、松村委員はむしろこの水準に同意されていると受けとめたが、私も松村委員の立場に同意したい。P8に第4回の本ワーキンググループの議論の状況が示されているが、今回の事務局提案はこの議論を非常にうまく踏まえていると考える。そもそも利用上限量を合理的な範囲で設定すること、無限に認めるのではなく、ある程度抑えておくことには意味がある。上限量を超えた水準でまさに卸元事業者間における競争が激しくなることが期待されるので、事務局案に同意したい。
- ・ 当然、例えば年間の利用量が100万 $m^3$ を超えた途端、急に卸元事業者が利用事業者を困らせるような対応をすることは望ましくないため、卸元事業者がそのようなことを厳に慎むような制度設計を要望したい。
- ・ P14で相対取引活性化策のフォローアップ項目が提示されている。①、②とあるが、まず①に関して、今回の取組の利用相談者数がフォローアップ項目にあるが、利用相談者数をフォローアップする際、可能であれば最終的に利用しなかった場合のその理由まで分析できる情報の集め方をしていただきたい。②については、供給区域の市場規模をみるために導管延伸の状況等をフォローアップしていただくが、このフォローアップで天然ガスシフトに資するものなのかをチェックしていただきたい。
- ・ 新規参入事業者にはワンタッチ卸供給から始めて事業を成長させてもらいたい、ワンタッチ卸供給だけではいわばゼロサムゲームで終わってしまう。今回の取組の趣旨は、まさにP14に記載されているガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」そして「ガスの利用拡大」に貢献する事業者が、特に一般家庭向けガス小売事業にスムーズに新規参入できるようにすることと考えているので、②のフォローアップは極めて重要。
- ・ 昨年8月の「競争的な電力・ガス市場研究会（以下、競争研）」の中間論点整理において、ガス市場における競争上の問題点が網羅的に検討され明文化された。その中で卸供給について「ガスの卸取引所がないことから、特に卸市場における卸供給に係る監視が必要である」との記載がある。おそらく本日の事務局資料P6に整理されている監視等委員会から示された情報管理に関する論点も、競争研での検討を受けての一つの示唆だと思料するが、情報管理、また窓口については、競争研でも議論されており、競争法の研究者や経済学者の委員方で議論した点でもあるため、これに立ち返り再度制度をチェックいただきたい。これはスタートであり、独占禁止法やガス事業法により継続して、また網羅的に規制されていると思料するが、本制度について再度確認していただきたい。
- ・ グループ会社の考え方については、会計ルールを参考に検討してはどうかと記載されており、スタートはこれで良いと思うが、電気の経過措置料金の解除検討において、独立した事業者の要件として、どのような状況になれば、独立者、あるいは競争者と呼べるかが議論されている。ここに記載されている会計ルールを参考にした関連会社の概念とともに、競争及び取引の実態を見て、例えば、事業提携の関係などから独立した競争者と呼べない場合があると記載されている。必ずしも、それと平仄を合わせる必要はないが、ここでも持ち分比率によって確定的、形式的に定める必要はないと思う。したがって、ここに記載の親会社、子会社、兄弟会社、関連会社、その他関係会社等の5類型に当てはまっても競争している場合があり、当てはまらなくても競争していないグループ会社と呼べる場合がある。これをスタートにするのはいいが、実態、実質を見て判断することが重要ではないか。

- ・ 利用事業者から除外されるグループ会社の定義と、ガス発生設備保有予定の利用事業者等の利用可能期限の詳細について、今回整理いただき感謝。資料3のP7にグループ会社の定義に際しての留意点を2つ指摘されているが、これに異議はない。一方、足元で企業体系が変化の途上にある現状を踏まえると、関連会社、その他関係会社の定義は、たとえ会計ルールベースで見てもかなり複雑になる。卸供給制度の目的、趣旨に照らしたグループ会社の定義をもう少し詳細に整理しておく必要があるのではないか。
- ・ ガス卸供給に関する検討は随分議論してきたため事務局案に対して概ね賛成。
- ・ 利用上限量が例えば第2グループでは50万m<sup>3</sup>と設定されているが、その根拠は以前説明があった通り、利用量が最低50万m<sup>3</sup>あれば、どうにか自立型になり得るということであり妥当性があると認識。ただ、今後実態をチェックしながらどのような展開を図っていくかは非常に重要。
- ・ 今後、どのように実態をチェックしていくかが記載してあるのが資料3のP14「相対取引活性化策のフォローアップ項目案」。生活に密着しているエネルギーであるため、改革にあたっては、フォローアップをきちんと行った上で、制度が本来の目的に合っているか否かを明確にすべき。
- ・ エネルギー基本計画においても「ガスシフト」が明記されている。ガスは環境性が良いということと、パイプラインを持っている。ただしパイプラインは、現在日本の国土の5%しかカバーしていないため、そういう意味ではどのようにして延伸し、ネットワークを広げていくかが重要で、電力の卸供給ではなく、ガスの卸市場を広げていくことにより、都市ガスのパイプライン延伸にどのような影響を及ぼしているかは非常に重要な問題。
- ・ 相対取引活性化策によるガス導管延長への影響の予測はなかなか難しいと思うが、ただ、取組の趣旨に「一般家庭向けガス小売事業への新規参入（を支援）」と記載された通り、安定供給、ガス料金最大限抑制、メニューの多様化等々、良質なガスの事業者に加え、今後、良質なガス提供を志そうとする事業者も含めて、セットメニュー等様々なメニューにより一般家庭向けガス小売へ新規参入することを支援するためのガス卸供給という位置づけとなる。ただし、家庭が本当に増えていくには、例えば新しい団地ができ、そこにパイプラインが延伸して、ガスを選択するという、何らかの転換が必要になる。家庭もそんなに増えるわけではないため、同じ需要を取り合いしているだけでは、ガスシフトにはあまり資さないことになるため、そういう意味では是非、今後の動向をきちんと見守った上で、適切な量的規制を定義していくことが重要。
- ・ そのため、資料3のP14に記載がある通り、こういう相対取引活性化策を遂行するにあたって、やはり、供給区域の市場規模等に関してきちんとフォローアップをした上で適切な対応をしていくことが、ユーザーにとってもメリットが出る上、ガス事業の多様性にも資するものだと考えている。
- ・ グループ会社の定義について、基本的にまずは事務局資料に記載されている概念の中で検討すれば良いが、実態も踏まえる必要。実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者は、今回の措置の対象とする必要がない、という点が除外の趣旨かと思われる。このいくつかの概念を組み合わせることになるだろうが、その中で、実質的にどのような事業者が対象になるのか等は、実態を踏まえて考えていく必要がある。

- ・ 利用上限量について、年間100万m<sup>3</sup>や年間50万m<sup>3</sup>を超過した場合、拒否したり不当に高い価格を提示するといったことはあってはならないが、一定の価格競争力を有する水準につき、年間100万m<sup>3</sup>、年間50万m<sup>3</sup>と設定することは、それで良いのではないか。ただ、先刻来、懸念が示されたような点については、必要に応じた状況のフォローアップが重要になってくるのではないか。P12の2ポツ目も、基本的にはP14のフォローアップの一部ではないかと理解。卸取引の状況のみならず、様々な状況を踏まえて事後的な検証をするとあるのは、まさにフォローアップの一部という整理ではないか。
- ・ 相対取引活性化策による卸取引競争への影響について、東京エナジーアライアンス等、既存のプラットフォーム事業者との競争の歪みに繋がってはいけないことが1つのポイントだが、利用上限量と上限価格が肝となるのではないか。あまり利用上限量が大きくなったり上限卸価格が非常に安くなると、競争が働き難くなると思われる。加えて、ここでは卸に関する議論だが、プラットフォームを提供しているところには様々な付帯サービスがある。そのような中、事業者が選択を行い競争が図られていくことが、あるべき姿ではないかと思うため、まずはこうした制度を見つつフォローアップする点が重要とってくる。
- ・ 卸価格の改定タイミングの記載では、改定のタイミングを一致させるとしているが、実際に動き始めた時に、事業者間でこのことについて何らか申し立てをしたいケース等があった場合、何らかのチェックなり監視を行う、あるいは申し立てが出来るような制度が用意されるのではないかと推察している。そのような制度の検討について何か情報があれば教えていただきたい。
- ・ 併せて、標準メニューの最も低廉な小売料金から一定経費を控除して卸価格を決めていくため、標準価格そのものについても何らかの形で点検を行う計画なり、あるいは制度設計を見込んでいるのか、考えを聞かせていただきたい。

#### (事務局)

- ・ 1点目の、利用事業者が何らかの疑念を持った際の問い合わせ窓口については、まさに検討すべきものと考えている。前回のWGでも卸価格の妥当性についてはきちんとモニタリングしていく必要があると議論されており、その方法についてはまさに検討中としている中に含まれるため、2月はそのようなものも含め、きちんとお示ししたい。
- ・ 2点目は、基本的に標準料金であれば、それを公表することになると考える。経過措置料金から外れて3年間はガスの特別な事後監視の対象といった一定のルールの中で、そのような合理的でない値上げがないかチェックはしているものの、基本的には標準料金でも、小売全面自由化後の料金は基本的には自由と考えている。
- ・ 標準料金から卸の料金を算定していくときに、当然に卸料金が不当なのに標準料金は適正であるとは、少し考えづらいと思ったため、そこは整合するような運用をされると理解をしている。
- ・ まず、東京電力にお願いがある。先ほどガス保有事業者から小売事業者への卸供給が望ましい行為という理由から卸供給に応じるが、ニーズがなく卸供給に関する依頼がないため盛んではないのか、卸供給を依頼したにもかかわらず、拒絶された結果、卸供給が盛んではないのか、どちらが正しいのか。何らかの対応が必要というのは、実際に卸供給のニーズがあ

るものの、不当な条件しか言われぬような事例があつて、初めて監視等委員会が関与するというのではないか。したがつて、合理的な価格での卸供給を積極的に要求したけれども、明らかに不当なことを要求された、若しくは門前払いされたという事実があれば、監視等委員会へ積極的に相談していただいて、情報が蓄積された結果として、やはり問題があるという結論であれば、それから問題提起するなり、あるいはエネ庁に相談するなりといった行動ができると思う。

- ・ 利用上限量について、50万 $m^3$ についても同様であるが、年間100万 $m^3$ 程度であれば商売にならないため、当然200、300万 $m^3$ に増量していく見込みがあつて、新規参入できるものだと思つていたら、100万 $m^3$ を越えた途端、ご無体なことを言われたというようなことがあれば、直ちに対応することはないという予測の元でこの制度を始めているため、是非、監視等委員会に相談していただきたい。
- ・ 第1回ガスWGから同じことを発言しているが、ガスシフトが重要だというのは、当然、皆が共有していることであるものの、ガスシフトが進まない最大の理由はガスの価格が高過ぎることにある。したがつて、適切な競争が起こり、消費者にとってリーズナブルな価格、あるいは魅力的な契約が提供されるようになれば、ガスシフトの後押しになるはず。具体的に、この卸供給活性化に関する制度が始まった結果として、導管投資がどの程度増えたかを検証する前に、消費者利益になっていることがガスシフトに大きく資するというを、きちんと考える必要がある。
- ・ 二村委員がご心配されていたのは、例えば小売供給約款から逆算し、経過措置料金対象である間は、卸料金が不当なのに標準料金は適正ということは絶対にあり得ないし、ガス事業者はそのようなことは絶対に行わないため問題ないと思うが、原理的には、例えば、経過措置が外れて、標準料金を2倍に設定するものの、全需要家に半額で供給するというをした場合、約款上は高い価格になり、卸売価格も高くなるが、小売の実質的な価格は低価格であるため、需要家が文句を言わないこともあり得る。
- ・ そもそも、約款料金は正当なのか、ということにされたのではないかと思うが、さすがに約款を提出しておきながら、契約する人が殆どいないというような異常な状態になれば、きちんと対応するということだと思ふ。自由料金であるため、キャンペーンしてはいけないとか、そこまで厳しく縛ることは決してないが、あまりにも形骸化しているというようなことがあれば、別のルートできちんとチェックする必要があるのではないか。
- ・ グループ会社の定義について、スタートとして、会計ルールを参考にする事務局案に賛成する。実際に親会社、子会社の記載があるが、財務諸表等規則にも定義があり、1つのコンセンサスを得たルールと認識しているので賛成する。一方で親会社、子会社の関連会社について、支配や影響を及ぼすか否かの判定は、基本的には資本上位会社から判定する。
- ・ 実際にどこがグループ会社かを当てはめる際には、起点は資本上位会社の下についている新規参入者になる。そのため、そこから遡つてどこまでが兄弟会社かと考えた場合、少し細かい話ではあるが、例えば兄弟会社の定義となると、同一の親会社を持つ会社という範囲になる。その場合、2ポツで整理している「実質的な調達能力」を、果たしてカバーできるのか否かに関しては、これをスタートとしつつももう少し実態を見ながら、今後検討していく必要があると考える。この点に関しては、スタート時点でもう少し検討が必要であり、どのような実務が発生するかも踏まえて、都度見直しやフォローアップ検討が必要ではないか。

- ・ 利用上限量について、100万 $m^3$ や、50万 $m^3$ は、1社に対してとのことだが、例えば、その市場に2社、3社と新規参入者が入ってきた場合、1社につき100万 $m^3$ の利用上限となるのか、それとも合計で100万 $m^3$ 、50万 $m^3$ となるのか確認したい。

(事務局)

- ・ 利用事業者1社当たりの量が100万 $m^3$ で、それが複数になれば、掛ける2倍、3倍となる。総量ではない。
- ・ 現状として、そこまで心配する必要はないかもしれないが、何社かが入ってきた場合に、特に都市ガスの場合は、逆に新規参入の方が供給能力があるため、制限を加えてあるとは思うものの、今後資料3のP12にも記載の通り、卸取引の状況はきちんと検証し、実際に逆転現象等が起こらないかどうかは、是非、慎重に検討していただきたい。
- ・ 他業界を見ていると、自由化後に標準メニューがあってないようなものになっていく心配もある。現段階では大丈夫と思うが、是非、標準メニューについてはきちんと検証できるような事後監視をお願いしたい。
- ・ 利用事業者の対象外とするグループ会社の定義について、具体的な内容については「交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備」という目的に沿うものであるとともに、既存の卸競争や小売競争を歪ませることのないことが重要だと考えている。そのため、是非、グループ会社の定義については、先ほどから議論があるが、実態や実質を見て、きめ細かく、また幅広く検討していただくようお願いしたい。

(監視委)

- ・ 資料3のP12の「利用上限量の事後検証」については、小売市場における競争促進に繋がることが大事であるため、本活性化策の措置実施後の競争状況を広く踏まえていただき、見直しの必要性を検証する必要があるのではないか。
- ・ ガス価格が下がれば天然ガスシフトが勝手に進むとの考えに基づいたご発言があった。当然、価格低下はガスシフトが進むための一つの要素であるが、他にも、強靱化の観点でガスパイプラインが非常に強い点や、あるいは天然ガスの環境性等、価格低減以外にも国が背負うべき側面はある。
- ・ ガスシフトというのは総合的な観点で謳われているのであり、単に「価格が下がればガスシフトが進む」となる可能性は当然あるが、それ以上にやはりガス体自体は熱併給も非常に容易にできる面等、国として強靱性や環境性等の他の側面も含めてガスシフトを考えていく、という必要もあるのではないか。

<一括受ガスについて>

○ 事務局より資料4の説明

- ・ P20、需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化が論点となっているが、需要家代理モデルの場合、需要のアグリゲートは許容されない点は再確認すべき。その上で、媒

介について、需要家保護の観点から、媒介はあくまでも特定事業者の媒介であるならば、そのことを営業開始に先立ち、事実として明らかにするよう、ガイドライン等で規定されるべき。そのような立場の者が、需要家にとって最良の選択をする代理事業者であるかのように需要家をミスリードすることは、仮に結果として最良の選択肢を需要家に与えているとしても許されない。

- P 2 2 について、是正見込みの定義は P 2 1 にも記載されているが、是正見込みは、契約の見直しを最終需要家が納得すれば、この段階に入るはず。違法な状態にあるという認識のもと、契約の見直しをしなければならないと認識することで良いとすると、現在、2018年度中であることを踏まえ、かつ、是正対応中のものは400件ほどに留まっているということからも、2020年度中というのは長過ぎるのではないか。2019年度中に是正見込み状態までを確保することは可能だと思うので、1年前倒しを検討してはどうか。
- 是正が必要な件数について今回提示いただいたが、各事業者はお客さまの設備改修の機会などを捉えて、何とか不適切な状態になってしまった契約について、鋭意、是正につなげようと努力しているところ。事務局の説明にもあったが、是正のためには、お客さまにガス配管やメーターといった設備の改修をお願いするケースがある。設備改修をする場合、建物の物理的な制約や予算の制約などがあり、是正には時間がかかる点は改めてご理解いただきたい。我々としても不適切な契約を是正する必要性は十分認識しているため、今後も小売事業者と導管事業者が連携・協力し、何とかお客さまにご理解いただき、着実に是正を進めるよう促してまいりたい。また、事務局資料P 2 2に記載のある、一般ガス導管事業者がスイッチング後のガス小売事業者にのみ、早急な是正を要請する事態は発生しないよう、周知徹底に努めてまいりたい。
- 一括受ガスについては、託送料金のクリーム・スキミングや電気事業とガス事業の構造上の違いから認められない、と整理されたことについては非常に残念。一方で、今回の一括受ガス議論を契機に、これまで進まなかった小売事業者間の不平等な扱いが一つでも是正される方向に向かうのであれば、その点については非常に期待している。
- ただし、経済産業省による最初の是正要請から既に2年以上が経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている。この上さらに2年かけて是正見込みまで持っていくということが目標では、全件是正までは相当な年数を覚悟しなければならないことになる。実態として、お客さまの物理的な工事を伴わなくても是正することが可能と思われる案件もある。今回、お客さま側にも経済産業省からは是正を要請すると記載していただいたことは意義がある。経済産業省が是正できない理由をきちんと把握し、是正可能なものから速やかに是正されるよう継続的に監視・指導することで、一刻も早い全件是正をぜひ目指していただきたい。
- 一括受ガスは、今回整理していただいた内容で、これまで申し上げてきた意見についてはご回答いただいているのではないかと認識。念押しになるが、需要家代理モデルと代理事業者、それから媒介モデルと媒介事業者の行為において、消費者が契約において誤解、あるいは不利益を被ることがないように、適切な監視あるいは指導を行っていただきたい。
- 一括受ガス状態にある案件の是正だが、これまでの議論の経過からも、これはきちんと是正する必要がある。アイデア的なことではあるが、ガス事業者からのみでは先方の需要家に



ご納得いただけないこともあるのであれば、異なるアプローチも必要ではないか。実際、一括受ガス状態にある案件は、商業施設等でのテナントが多いと伺っているため、商業施設を管理している側からのアプローチも必要なのではないか。

- ・ 今回、需要家代理モデルという名前で事務局資料に整理された形式が認められたわけであるが、例えば、一括受電マンションでこのモデルが行われた場合、消費者はすごく混乱するのではないかと推察する。一括受電と同様、個人的には契約について自由に変えられないという認識を持ってしまう可能性もあると考えられるため、特に一括受電との違い、個人の需要家が自由に契約は変えられる点はきちんと説明の中に入れていただきたい。
- ・ また、媒介事業者についても、契約を取ることのみが目的となり、説明が疎かにならないよう、是非、ガイドライン等できちんと確認いただけると有難い。
- ・ これまでの議論を踏まえ、一括受ガスにおけるいくつかの類型を整理いただいたが、そのいずれも問題があると結論付けられた。その一部モデルとして、ここで整理されたモデルを活用することで対応できることを明らかにしており、様々な理由から正当な整理であると認識している。
- ・ 一方で、一括受ガスが事実上ゼロ回答になっており、一括受ガス解禁に向けて全く進まなかった点は残念。特に前回の事務局資料で提示された類型で言うと、保安責任区分を変更した上で、一括受ガスを解禁するという案に関しては、一定の記載があったものの、保安の整理は小売自由化の際に十分に議論して行った結果であり、現時点で保安責任区分の整理については大きな変化の必要がないとして、現行の保安区分の整理が合理的であると納得はしている。
- ・ しかし、仮にその整理が変更された結果、当該類型の一括受ガスが可能になったとすると、内管保安や内管工事に関する現行整理の問題点に光を当てるといような効果があったのではないか。あまり良い言葉ではないが、現行の整理が利権の巣窟のようになっていて、著しく高額なコストを消費者が負担している結果、消費者利益を損なっているのではないか。決めつけているのではなく疑問視している人間は、それなりにいる。
- ・ 一括受ガスが認められた場合、新規参加者が、保安の部分を変えて行った結果、消費者にとって大きな利益になるような事例が出ると、本体の考え方も変わるのではないかと、という副次的な効果が発生することを期待していたが、その効果を期待するために、保安を蔑ろにすることは許されないため、今回認められなかった点については仕方がないと思う。一方で、この点に対する不満が依然として残ったままということは認識する必要がある。
- ・ 内管保安制度は、ある意味で規制改革の文脈では凄く遅れており、古色蒼然たるものが残っている。現状、安全規制が掛かっているとしても、多くの規制は材質の指定や工法の指定ではなく、性能を指定することで、一定の性能を満たすものに変えていくことであり、それで事業者が創意工夫できるようにする方向に大きく変わってきている。しかし、現在ガスの制度は、事業者が材質から工法までの全てを指定する格好になっているため、その効率化ということ。例えば、監視等委員会もここに関心を持っていたとしても、その制度を扱うのではなく、そのようなコスト構造の中で、現在適用されている料金が適正であるかについては確認するが、大元まで切り込むということはできない。そこに切り込むことができるのは、保安を担当する委員会であり、保安を担当する部署である。これに対する不満があるということをもう一度認識していただき、今回、これではできなかったということなので、内管保

安制度が利権の巣窟になっていて、消費者に大変高いコストを押しつけているのではないと何らかの形で示す、あるいは担保する制度改革について、今一度別の委員会で考えていただきたい。

(経産省)

- 現在のルールは厳格に執行あるいは遵守していただく必要がある。一方で、そのルールは不変ではなく、社会情勢に変化があれば、保安技術も保安を管理する人の能力も変わる。このような変化を捉えながら、不断に既成のルールを見直すことが、産業保安グループの使命の一つであるため、松村委員からいただいたご意見については、きちんと受け止め今後の規制活動に繋げていきたい。
- 一括受ガスに対する事務局の整理に対して異存はない。先ほど保安に関する発言もあったが、今回、事業者が提案した内容が認められなかった理由は、電気のホワイトラベルと同様、需要家保護の観点から問題があると整理されたからであり、需要家保護の観点に立ち返る必要があるのではないか。
- 需要家の代理事業者が媒介事業者に当たる場合の規律について、需要家、ガス小売事業者両者の媒介事業者であり、本質的に利益相反関係にあることを踏まえた規律が必要である。具体的には、営業に当たり、媒介事業者がガス小売事業者の媒介であることを適切に説明することや、需要家の代理だからといって書面交付を省略することは利益相反関係にあることを踏まえると不適切。従って、望ましいのではなく寧ろ必要であるため、その辺りの規律が必要ではないか。

以上